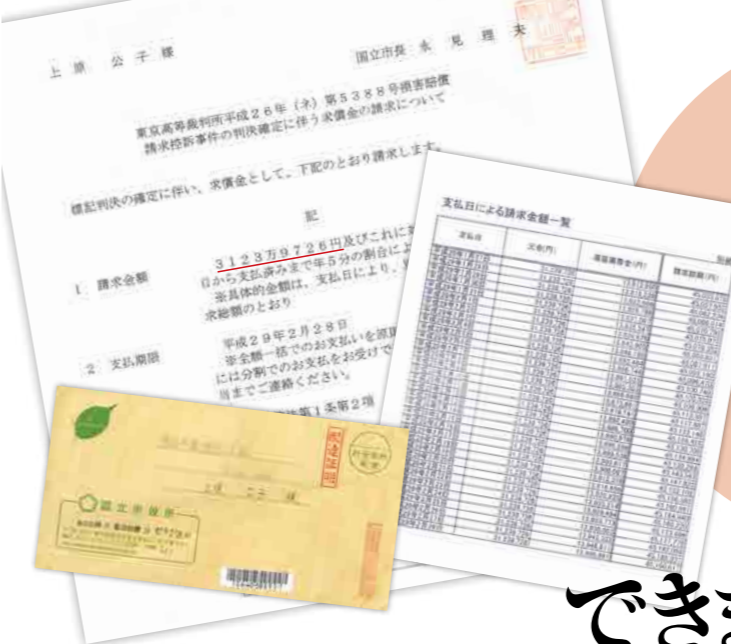


最高裁の  
上告棄却で  
高裁判決が確定  
(16年12月13日)

# 元国立市長の 上原公子さんは、 市長時代に大学通りのマンション 問題で市に損害を与えたから、 4,500万円賠償しなさい。

景観保護を公約して  
市長に当選した上原さんが、  
大学通りの高層マンション  
建設阻止に動くのは  
当然じゃないですか。  
●くわしくは中面を  
でも、最高裁の判決ですから、  
道理に合わなくても  
払わないわけにはいきません。  
この判決で名指しされた  
「上原公子」は  
固有名詞(個人)ではなくて、  
「国立の景観を守るために  
上原さんを市長に  
送り出した市民たちの総称」。  
「同感です。私も上原公子です」と  
おっしゃる方はぜひ、  
同封の振替用紙を  
使ってカンパしてください。

## な、なんですか、 それって?!



上原公子さんに対して、国立市は  
● **元金 3,123万9,726円**  
● **金利 1,420万3,376円**  
● **合計 4,544万3,102円**  
を請求しています。  
(17年4月30日現在)

## できましたら、 同封の振替用紙で、2,000円以上の カンパをお願いできませんか。

振込手数料は申し訳ありませんが、ご本人負担とさせていただきます。  
第1回カンパ切は17年6月30日です。

### 私達も上原さんを応援しています。



池田香代子さん  
(ドイツ文学者・翻訳家)



伊藤 真さん  
(弁護士、伊藤塾塾長)



落合恵子さん  
(作家)



鎌田 實さん  
(医師)



小室 等さん  
(歌手)



佐高 信さん  
(評論家)



浜 矩子さん  
(エコノミスト)



保坂展人さん  
(世田谷区長)

### くにたち上原景観基金1万人の会

〒186-0002 東京都国立市東3-6-2  
[電話] 080-3396-1491(事務局)  
<http://www.ueharafund.org>

17年前に、  
当時の上原市長と  
市民グループが  
徹底的に  
マンション業者と  
やり合って



**バブルの時期、大学通りの景観は  
高層ビル建築で危機に直面しました。**

バブル末期の1999年、JR国立駅の南口からまっすぐに伸びる大学通りの右側に、高さ43・65メートル、戸数353の巨大マンションが計画されました。大学通りの景観を守れと、市民や市は猛反発しましたが、翌年、建築されてしまいました。

その建築を不当に妨害したとして、建て主の明和地所は国立市を訴えました。08年、最高裁判決でその主張は一部認められ、市は「3,123万9,726円」の損害賠償金を支払いました。しかし、「明和地所側は「業務活動の正当性を司法で認められることが訴訟の目的で、賠償金は目的ではなかった」として、同年5月に市の支払った金額と全く同額の「3,123万9,726円」を市に寄附というかたちで返金しました。

一件落着……のはずでした。

ところが、翌09年、すでに引退していた上原公子さんに対して、わずか4人の住民が、「市が支払った約3,120万円の賠償金は上原前市長が市長の中立性を守らずにマンション業者の営業を妨害したことから生じたものだから、市は上原前市長個人に約3,120万円に年5分の金利を加えて請求しなさい」という新しい訴訟をおこしました。

おどろいたことに、1審はこの訴えを認め、「市は約3,120万円に金利5分を加えて上原公子に請求しなさい」（川神裕裁判長。これって、市の二重取りじゃないですか。

16年12月、最高裁の上告棄却で「上原元市長は賠償金を支払え」という高裁の判決（小林昭彦裁判長）が

確定。明和側から端数まで同額の返金があったのに、「あれはただの寄附金で別物」というのです。多くの法律学者がこの判決にはくびをかしげています。

**勝ったり負けたり裁判が続出して、  
「大学通りの景観守れ運動」は  
全国的に注目されるように。**

国立市が上原元市長を訴えた今回の1審（14年）では、「景観保持という自身が掲げる政治理念に基づいて行ったもので、国立市長として行った行為は違法性の高いものであったとは認められない」と上原元市長側が勝訴（増田稔裁判長）しています。

これまでも、市民グループが明和地所を訴えた01年の「イチヨウ並木の高さ」と調和する高さ20メートルをこえる部分の撤去裁判」は1審で勝訴（宮岡章裁判長）。都の多摩西部建築指導事務所（建築許可を出す機関）を訴えた01年の裁判でも1審は「高さ20メートルをこえる部分は違法建築である」と市民側が勝訴（市村陽典裁判長）しています。

2000年1月、「大学通りに面した建物はイチヨウ並木の高さ20メートルをこえてはいけない」という法的強制力をもった中3丁目地区計画も臨時市議会で条例化されました。

「国立の市民はとても大学通りを愛しているから、20メートルをこえる高層ビルを計画しようものなら、てんやわんやの大騒動になるよ」……大学通りに高層ビルを計画するマンション業者さんたちの動きは止まりました。

こういうのを、「敗けて勝つ」と言ったら、負け惜しみでしょうか。

いなければ  
今ごろ、  
国立の大学通りは  
こんな風景に  
なっていたかも  
しれません。

